

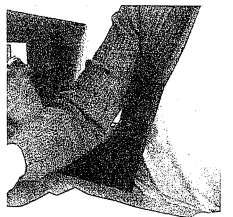
残された財産 生まれた不和

老後の暮らしを支えるために欠かせないのが、介護保険サービスなどにお金です。しかし、それは家族やまわりをもめごとで巻き込むきっかけになりかねません。大介護時代第4部は、当事者の体験をもとに、お金のめごとを5回にわたり追いかけていきます。

大介護時代

お金のめごと ①

性はおぼの世話を始め、老人ホームへ入所しても面倒を見続けられてきた。衣服の用意から、外出時の介助、空き家となったおぼの宅の整理まで。ホームは女性宅から約50分離れたところ。通う頻度は徐々に増え、最後は付きっきり。



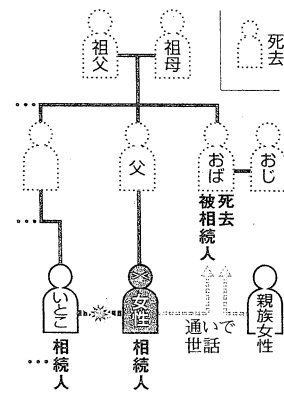
女性用紙を4枚用意し、おぼの住む部屋に14枚をまわす。おぼの住む部屋は、おぼの住む部屋に14枚をまわす。

「世話ほしないで遺産は要求する。それが血のつながった人間のことですか」
首都圏に住む女性(60代)は語気を強めた。怒りはこの男性に向けられていた。

今年初め、80代のおぼが亡くなり遺産が相続されることになった。自宅の土地など約4千万円。遺言書はなかった。おぼは子はおらず、夫や兄弟姉妹はすでに亡くなっている。そのため、めいにあたるこの女性やいとこら複数に相続の権利が回ってきた。民法が定める取り分に従えば、女性は数百万円を受け取り、他の相続人にも相応の遺産が行き渡る。

ただ女性には納得できない事情があったという。女性の説明によると、ひとり暮らしのおぼに、認知症の症状が見つかったのは5年前。「誰かが支えてあげなければ」。女

おぼの遺産をめぐるトラブル



民法通りの配分求める親族 ■「大半が面倒見なかった人」

介護による「特別の寄与」認定される事例少なく

分より女性の取り分をやや増やし、面倒を見た親族には各相続

財産を残して亡くなった人は「被相続人」、財産を受け取る人を「相続人」と呼ぶ。相続人の範囲や取り分は民法で決まっている。例えば配偶者と子が相続人の場合は、遺産の半分を配偶者が得、残りの半分を子が等分する。これとは別に、被相続人の遺言や相続人の協議で決める方法もある。

「食を差し入れたりした」などという寄与分の主張が認められなかった例もある。親族間の協力でとどまるとみなされたためだ。

「特別の寄与」があった場合とされる。一般的な世話や介護をしたと主張しても、「特別の寄与」と認定されるケースは少ない。

ではどんな事例で寄与分が認められるのか。大阪家裁の過去の判例をみてみよう。この事例では、被相続人は父、相続人は子ども4人だった。うち1人の息子が、父が亡くなるまでの3年間、3度の食事の世話や外出時の付き添い、排便の対応などを引き受けた。家裁はこの息子を「特別の寄与」があったと認め、1日あたり8千円程度、3年分合計876万円の寄与分を認める審判をした。

一方、他の家裁の審判では「数年間、朝と夕方に親の家に通い、簡単な朝食を作ったり夕

人からいくらか渡す方向で話が進んでいるという。おぼの死に近づいたお金の問題も重なり、精神的に疲れ果てた。相談を受けた専門家の1人は「遺産はいらないと言っていた親族が、相続で態度を翻す例はよくある。認知症が進行しない段階で、面倒をみた人に財産を渡すよう遺言を書いてもらうのが得策だった」と話す。

(坂井浩和)